

宮崎県警察広域機動捜査班の設置及び運営に関する訓令

平成元年3月31日

本部訓令第6号

この訓令は、宮崎県警察広域機動捜査班の設置、運営等に関し、必要な事項を定めるものである。

主な内容として

- 設置及び編成
- 任務
- 関係都道府県警察との連携
- 事件の指揮等
- 教養訓練

などの項目からなっている。